

武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・第 6 期地域福祉計画・ 第 2 期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度 答申（案） 概要版

【第 4 期健康福祉総合計画】

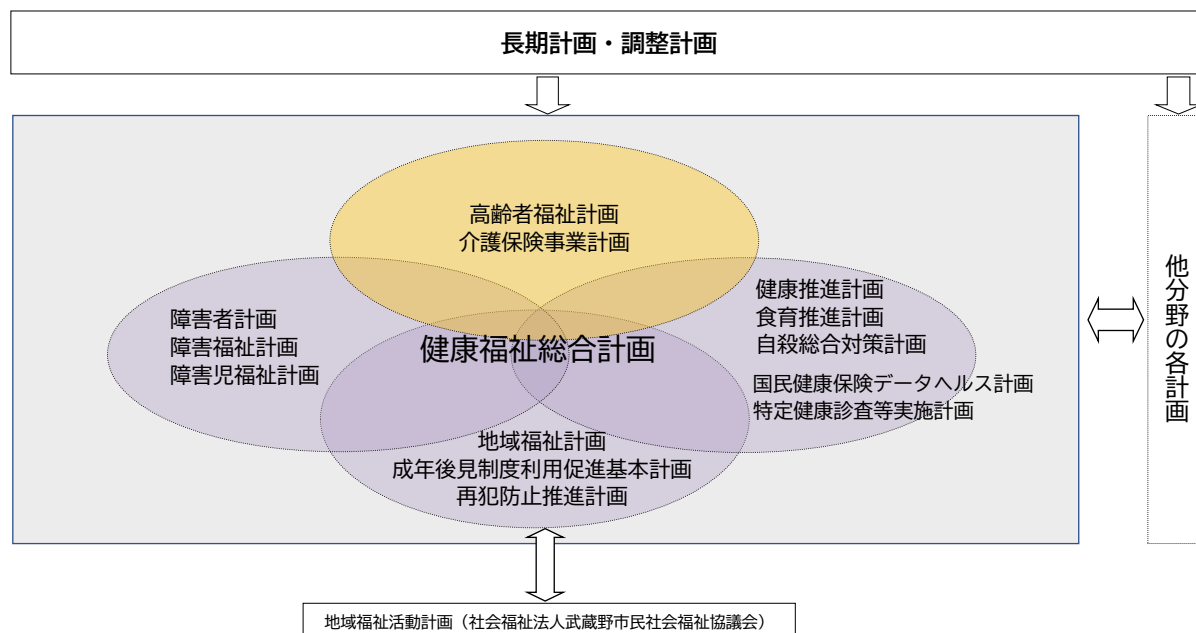
■計画の位置づけ

健康福祉総合計画では、健康福祉施策を総合的に推進するため、健康福祉分野の各個別計画に横断する課題や、複数の個別計画の施策において相乗効果が得られると見込まれる課題を重点課題として抽出し、それらの課題へ対応するための仕組みづくり及びその推進方法をまとめています。

今回の健康福祉総合計画・地域福祉計画の改定に合わせて、各個別計画の改定と再犯防止推進計画の策定を一体的に行います。また、国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画も含めた計画とします。

健康福祉総合計画と各個別計画は、「武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017」とその後の変化を踏まえた計画として、それぞれ必要な事項を盛り込んでいるほか、市の関連する個別計画との調和を図っています。

【武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ】



■計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視点に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年とします。

なお、介護保険事業計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画については、3 年で見直しをすることが法令で規定されているため、令和 8（2026）年度に改定を行います。その際、関連する計画で見直しが必要になった場合は、合わせて見直しを行います。

■基本理念

健康福祉分野においては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すために、「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を基本理念におき、他分野の計画と連携しながら健康福祉分野の施策を総合的に推進していきます。

基本理念	武蔵野市ならではの地域共生社会の実現
-------------	---------------------------

■各個別計画の基本目標

計画名	基本目標
地域福祉計画	人と人がつながる 互いに支え合うまち
成年後見制度利用促進基本計画	生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち
再犯防止推進計画	地域で孤立することなく 誰もが受け入れられるまち
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	障害のあるすべての人が住み慣れた地域社会の中で生涯を通じて 安心して自分らしい生活を送るために
健康推進計画	誰もがいきいきと安心して暮らしつづけられるまち
食育推進計画	食を通じていきいきと暮らすまち
自殺総合対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防 医療費の適正化

■重点的取組み

第六期長期計画・調整計画の健康・福祉分野の5つの基本施策を基に、従前から継続すべき事項及び新たな課題を鑑み、6つの重点的取組みを設定しました。

第六期長期計画・調整計画 基本施策	第4期健康福祉総合計画 重点的取組み
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
3 安心して暮らしつづけるための相談・支援体制の充実	3 安心して暮らしつづけるための支援体制の充実 4 重層的支援体制の整備
4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み
5 新しい福祉サービスの整備	6 新しい福祉サービスの整備

■施策の体系

健康・福祉分野の施策は、一人ひとりの命を守り、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」（武蔵野市版地域包括ケアシステム）を着実に進めることで、本市における地域共生社会の実現を目的としています。

重点的取組み	横断・共通する施策	個別計画※			
		地	高	障	健
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1-1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進		●	●	●
	1-2 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実	●	●	●	●
	1-3 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援		●		●
	1-4 心のバリアフリーの推進		●	●	
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2-1 地域医療の充実への取組みと連携の強化	●	●	●	●
3 安心して暮らしつづけるための支援体制の充実	3-1 在宅医療・介護連携の推進	●	●	●	●
	3-2 見守り・孤立防止	●	●	●	●
	3-3 権利擁護支援	●	●	●	
	3-4 こころの健康づくり・自殺対策の推進			●	●
	3-5 災害時における支援体制づくりの推進	●	●	●	●
4 重層的支援体制の整備	4-1 包括的相談支援体制の強化	●	●	●	●
	4-2 社会参加支援（就労支援・住居支援）	●	●	●	
	4-3 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）	●			●
5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5-1 地域福祉を支える人材の発掘・確保（市民人材）	●	●	●	
	5-2 福祉人材の確保・育成		●	●	●
6 新しい福祉サービスの整備	6-1 充実した介護・福祉サービスのための施策の整備	●	●	●	●
	6-2 DXの推進・デジタル技術の活用		●	●	●

※＜個別計画＞ ●は個別計画で対応する施策のあるもの

地：第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

高：高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

障：障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

健：第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画

■重層的支援体制の整備について

令和2（2020）年6月、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3（2021）年4月より施行されました。

今後とも、武蔵野市ならではの地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

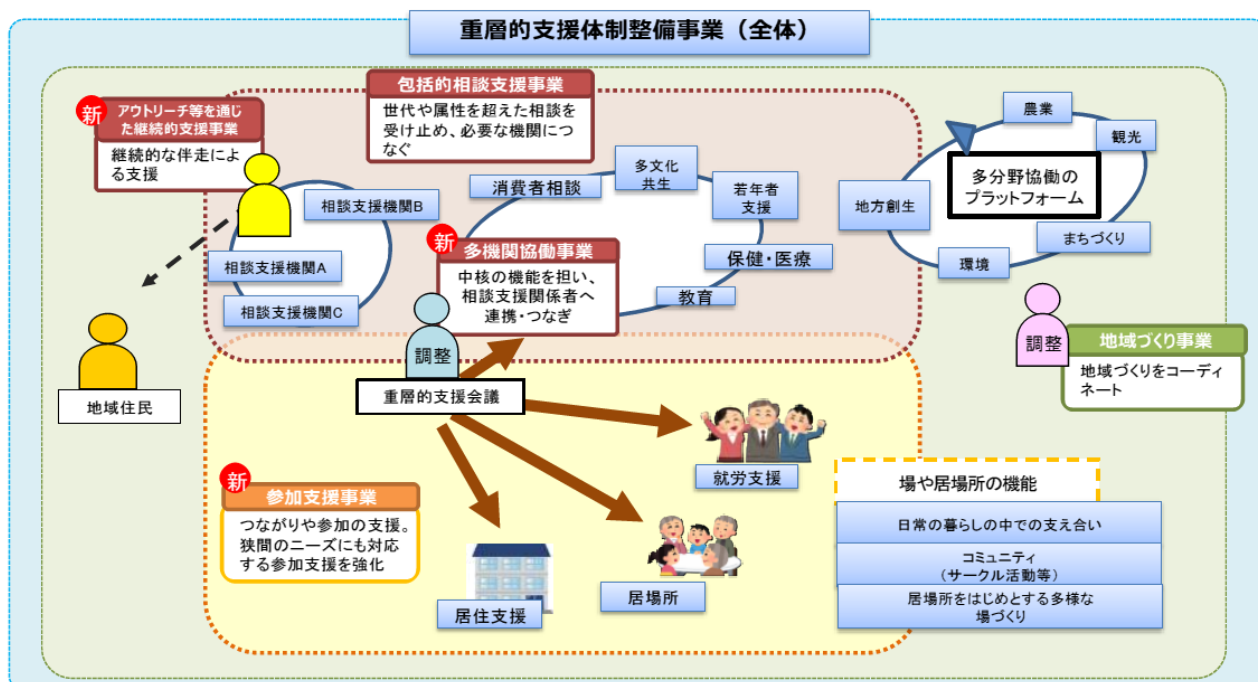
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
- （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

新たな事業（I～III）の支援を一体的に実施

重層的支援体制整備事業（全体）



【第6期地域福祉計画】

■計画の位置づけと基本目標

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけ、東京都の地域福祉支援計画を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、武蔵野市第4期健康福祉総合計画の基本理念である「武蔵野市ならではの地域共生社会*の実現」のため、健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。

基本目標	人と人がつながる 互いに支え合うまち
------	--------------------

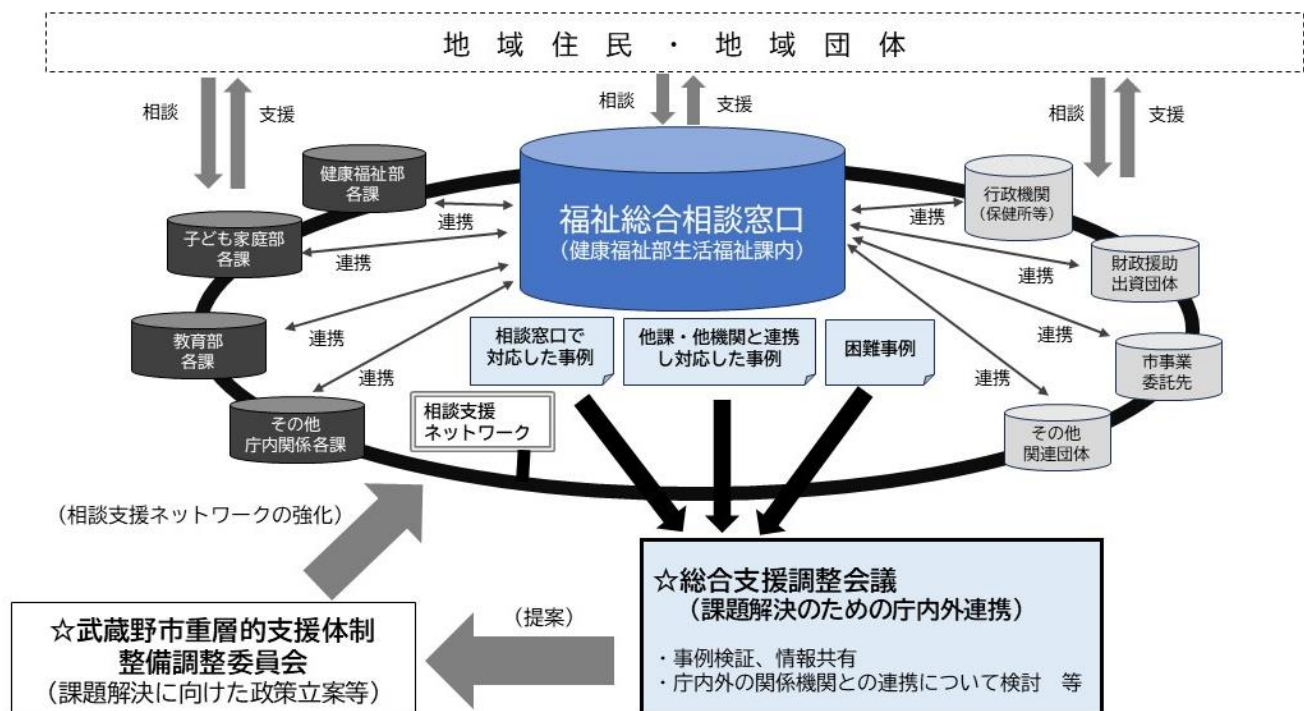
■基本施策と施策の体系

武蔵野市第六期長期計画の施策の方向性との整合を図るとともに、基本目標である「人と人がつながる 互いに支え合うまち」の実現に向けて、自助・互助・共助・公助の連携の力を高めていくため、次の6つを基本施策として位置づけます。

第六期長期計画・調整計画	第6期地域福祉計画	
基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進	
		(1) 地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実
		(2) 市民社協等財政援助出資団体との連携
		(3) シニア支え合いポイント制度の推進
		(4) 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援
		(5) 地域担当職員（市民社協）の機能の拡充
		(6) ボランティア学習・福祉学習の推進
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	基本施策2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携	
		(1) 見守り・孤立防止の推進
		(2) 安否確認及び避難支援体制づくりの推進
		(3) 権利擁護支援の促進
		(4) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
	基本施策3 生活困窮者への支援	
		(1) 多様な形での就労支援の実施
		(2) 次世代育成支援事業の推進

第6期長期計画・調整計画	第6期地域福祉計画	
基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	
	(1)	市民の多様な活動機会づくりの支援
	(2)	多様な形での就労支援の実施【再掲】
	(3)	ひきこもり当事者・家族への支援の充実
基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	基本施策5 地域福祉活動の担い手の確保	
	(1)	地域福祉活動を支える人材の発掘・確保
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	基本施策6 重層的な支援体制の推進	
	(1)	包括的な相談支援体制の推進
	(2)	社会参加支援の実施（就労支援・居住支援等）
	(3)	地域づくりに向けた事業の拡充

武蔵野市の包括的な相談支援体制



【第2期成年後見制度利用促進基本計画】

■計画の趣旨

国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）』の内容を踏まえて、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、本市の健康福祉分野の上位計画である『武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市第2期成年後見制度利用促進基本計画』として策定します。

■基本目標と基本方針

健康福祉総合計画の理念を踏まえ、認知症になっても、障害があっても、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

基本目標	生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち
------	--------------------------------------

基本目標の達成に向け、以下の方針に基づき、権利擁護支援のための取組みを実施します。

基本方針1	その人が望むその人らしい生活を、 継続的に支援する体制を強化
基本方針2	制度を必要とする人とその家族が 安心して利用できる制度の運営と周知

■施策の体系

施策1 中核機関の運営及び連絡協議会の機能拡充	
	(1) 中核機関の円滑な運営
	(2) 連絡協議会の機能拡充
施策2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	
	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化
	(2) 権利擁護支援のための成年後見人等の支援チームへの参加促進
施策3 権利擁護支援を支える機能の充実	
	(1) 広報機能の充実（周知啓発と講座等の拡充）
	(2) 相談機能の拡充
	(3) 受任者調整（マッチング）等の支援
	(4) 市長申立の実施
	(5) 成年後見制度利用支援事業の拡充の検討
施策4 担い手の育成及び支援	
	(1) 市民後見人の育成及び支援
	(2) 法人後見人の育成
	(3) 親族後見人への支援
	(4) 専門職後見人への支援

【再犯防止推進計画】

■計画の趣旨

国の「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、再犯を防止するための取組みを整理・体系化し、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、『武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画』に包含する形で『武蔵野市再犯防止推進計画』を策定します。

■基本目標と施策の体系

様々な課題を抱えた犯罪や非行をした人等に対し、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるための支援をしていくことを目的としています。再犯を防止するための取組みを整理・体系化することにより、犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰することができ、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

基本目標	地域で孤立することなく 誰もが受け入れられるまち
-------------	-------------------------------------

基本施策1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援		
	・福祉総合相談窓口による相談支援	・在宅介護・地域包括支援センター
	・生活困窮者自立支援事業	・基幹型地域包括支援センター
	・生活保護事業	・認知症サポーター養成講座
	・福祉公社権利擁護センター事業	・基幹相談支援センター
	・民生児童委員協議会	・地域活動支援センター
	・見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会	・北多摩東地区保護司会武蔵野分区
	・東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会	
	・依存症相談事業(東京都立多摩総合精神保健センター)	
	・(国)パンフレット『犯罪被害者の方々へ』、被害者ホットライン	
基本施策2 就労・住居の確保等の取組みを通じた自立支援		
	・生活困窮者自立支援事業【再掲】・就労準備支援事業	
	・シルバー人材センター	・障害者就労支援センターあいる
	・生活困窮者自立支援事業【再掲】・住居確保給付金	
	・あんしん住まい推進事業	・福祉型住宅
基本施策3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進		
	・北多摩東地区保護司会武蔵野分区【再掲】	・“社会を明るくする運動”事業
基本施策4 非行の防止・学校等と連携した取組み		
	・教育相談支援	・若者サポート事業みらいる
	・スクールソーシャルワーカー	・青少年問題協議会
	・スクールカウンセラー	
	・生活困窮者自立支援事業【再掲】・学習支援事業	
	・武蔵野市子ども学習・生活支援事業	
	・東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会【再掲】	
	・民生児童委員協議会【再掲】・児童委員	

